

第4号様式（報告書）は、調査区域ごとに作成してください。

第4号様式

土壌調査試料採取報告書

記入例

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名） A 建設株式会社 代表取締役 京都 三郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり土壌の調査の試料を採取したので報告します。

検 体 番 号	第〇〇号	土壌分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。
採 取 者	株式会社C 研究所〇〇課主任 京都 五郎	
採 取 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
採 取 場 所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 (別添採取位置図のとおり)	
採 取 日 の 天 候	晴れ	
採 取 深 度	地表面から-〇〇センチメートル	

注 「検体番号」の欄には、この報告書に係る土壌分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

土砂等の発生場所におけるの土壌の調査に関する

必要書類の作成に当たっての留意事項

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）に基づく、許可申請の手続きに必要な書類のうち、土砂等の発生場所におけるの土壌の調査に関して必要となる書類は次の①～④のとおりです（条例施行規則第8条第2項第13号に定める書類）。

- ①土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面
- ②土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の写真
- ③土砂等の採取の状況を記載した報告書
- ④土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限る。））

これらの書類についての留意事項等を58～62ページに示しますので、土壌の調査を行う前や書類作成の際に参考としてください。

条例に基づく土砂等の発生場所におけるの土壌の調査について、その調査内容に不備がある場合、調査のやり直しになる可能性もあります。土壌の調査について不明点がある場合には、試料採取を行う前に、京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課（☎ 075-222-3955 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 本庁舎1階）までご相談ください。

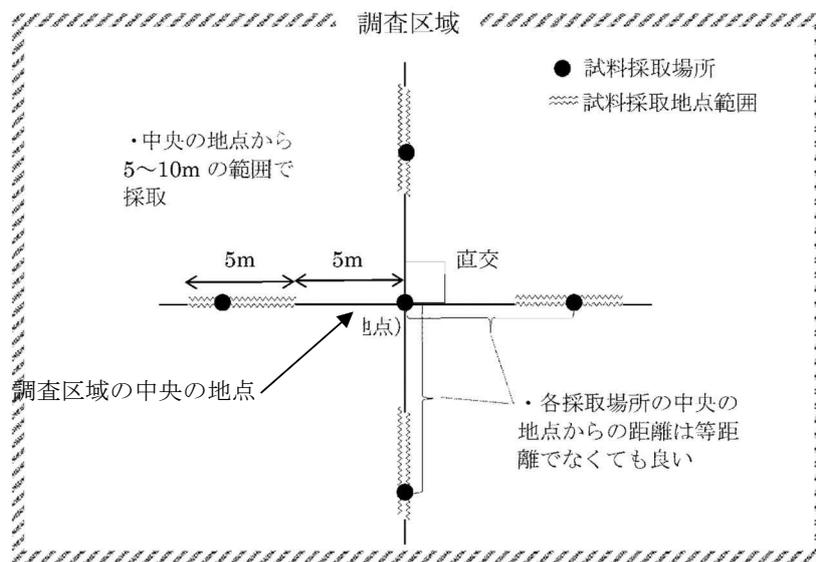
1. 発生場所での試料採取地点の選定方法

まず、書類作成の前に、土砂等の発生場所における土壌の調査に当たっては、条例で定められた方法で適切な試料採取地点の選定を行う必要があります。具体的な試料採取地点の選定方法は以下の図のとおりです（詳細は別添資料（17～18ページ）参照）。

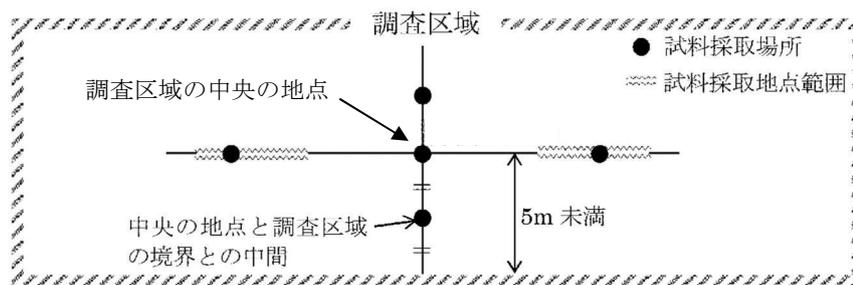
土砂等の発生場所の面積が3,000㎡を超える場合は、発生場所を3,000㎡以内に等分し、等分した区域（調査区域）のそれぞれで試料採取を行ってください（3,000㎡以内の場合には、発生場所全体が調査区域となります）。

採取した土砂等は、調査区域ごとに等量ずつ混合（5点混合）し、それぞれの調査区域ごとに1試料としてください。

図 土砂等の発生場所での試料採取地点の選定方法



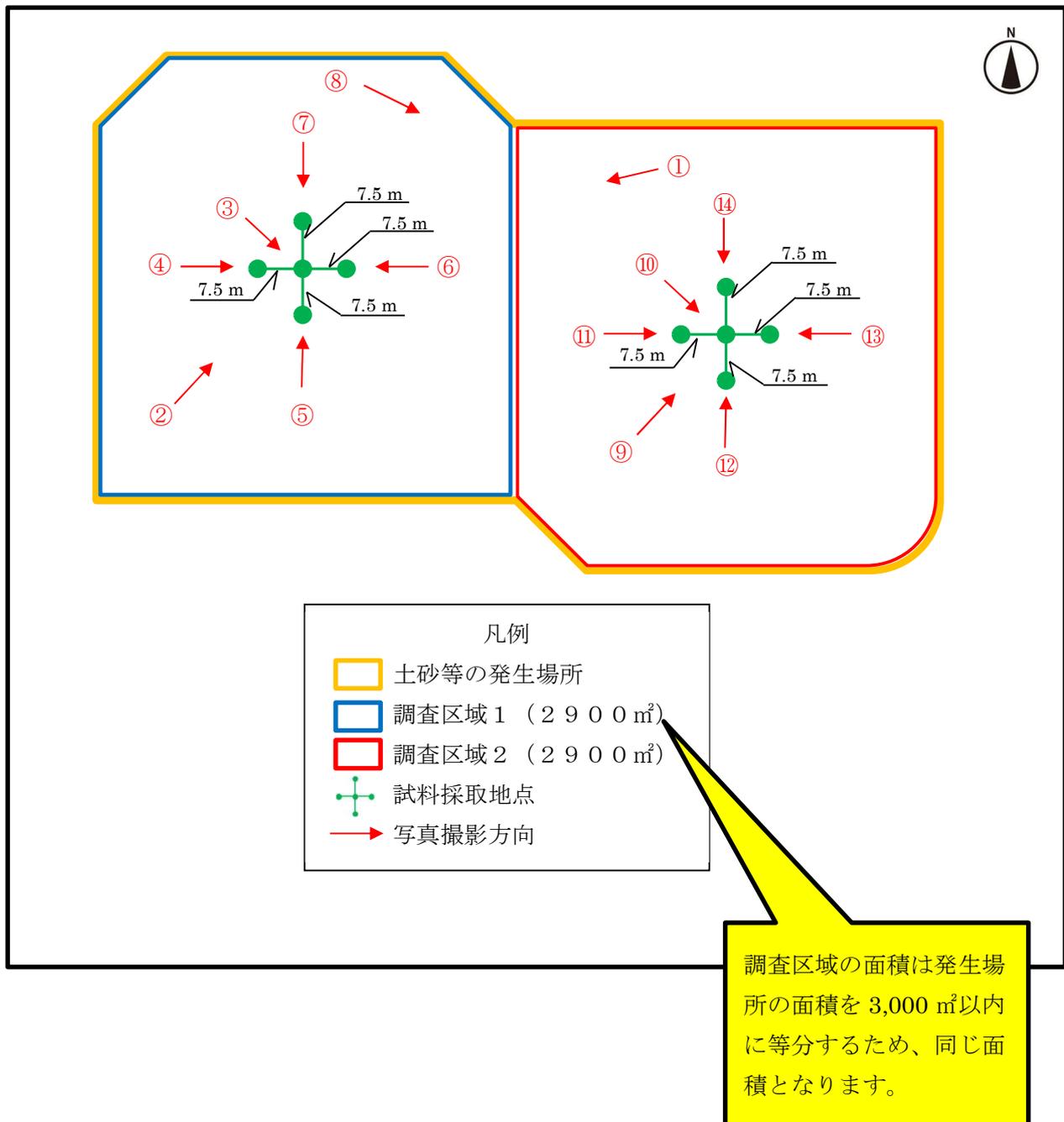
（中央の地点と調査区域の境界までの距離が5 m未満である場合）



試料採取に関して不明な点がある場合や、土砂等の発生場所が特殊な形状をしていること等により条例の定められた方法での試料採取地点の選定が困難な場合は、「土砂等の発生場所の平面図」「土砂等の発生場所の求積図」をご用意の上、事前に京都市環境保全創造課（☎ 075-222-3955）までご相談ください。

2. 土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面

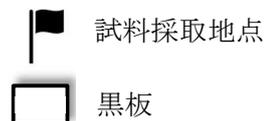
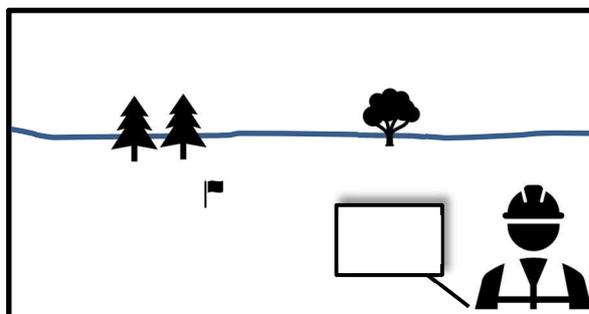
「1. 発生場所での試料採取地点の選定方法」に基づき選定した試料採取地点を、下図のとおり土砂等の発生場所を3,000㎡以内に等分した調査区域ごとに、平面図上にプロットしてください。また、平面図には方位、各調査区域の面積、各試料採取地点の間隔、土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の写真の撮影方向を併せて記載ください。



3. 土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の写真

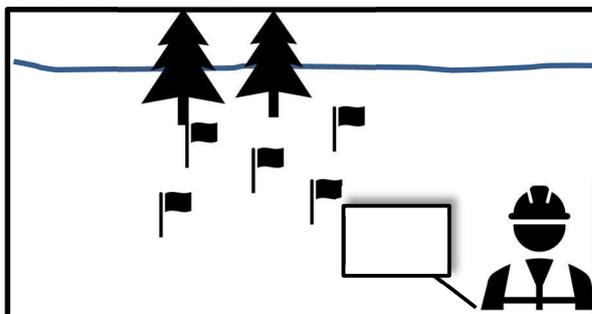
可能な限り、以下のように撮影した写真を添付してください。また、撮影時は黑板等に写真に関すること（撮影日・写真の通し番号・撮影地点名・被写体の種類など）を記載してください。

ア 土砂等の発生場所の全景



試料採取地点の中心点が分かるようにしてください

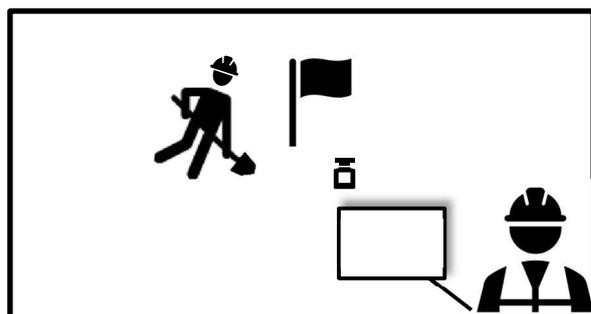
イ 試料採取場所の全景



各試料採取地点（5地点）が入るようにしてください。

土砂等の発生場所の面積が3,000㎡を超える場合は、調査区域ごとに写真を撮影してください。

ウ 採取した地点の各位置



各地点での試料採取の様子を撮影してください。

4. 土壌分析結果証明書

「1. 発生場所での試料採取地点の選定方法」で選定した地点で採取した試料を、調査区域ごとに5点混合し、条例で規定されている項目ごとの測定方法による分析を計量法に基づく登録を受けた環境計量証明事業者に依頼してください。

また、その結果を「計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限る。）」により提出してください。